

平成29年 5 月19日
国土交通省東京航空局

民間競争入札実施事業
東京国際空港海上制限区域警備業務の実施状況について

1. 事業の概要

国土交通省東京航空局の東京国際空港海上制限区域警備業務については、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成18年法律第51号）に基づき、以下の内容により平成27年6月から民間競争入札により実施しており、現在実施している事業は1期目である。

1) 業務内容

本事業は東京国際空港海上制限区域の保安維持を図ることを目的とする。具体的には航空機の安全運航を阻害する海上制限区域への不法侵入及び関係法令で定める禁止行為の未然防止を行うものである。

2) 契約期間

平成27年6月11日から平成30年3月31日までの2年10月間

3) 受託事業者

(株)ライジングサンセキュリティーサービス

4) 実施状況評価期間

平成27年6月11日から平成29年3月31日までの1年10月間

5) 受託事業者決定の経緯

本事業にかかる落札者の決定は、一般競争入札（総合評価落札方式）により実施することとしており、平成27年3月9日の提出期限までに入札参加者3者から履行証明書の提出を受け、審査した結果、要件項目を満たしていた。

平成27年4月2日に開札した結果、予定価格の制限の範囲内の入札は3者あったが総合評価の結果、(株)ライジングサンセキュリティーサービスを落札者として決定した。

2. 確保されるべきサービスの質の達成状況及び評価

東京国際空港海上警備業務請負における民間競争入札実施要項（平成26年11月。以

下「実施要項」という。)において定めた民間事業者が達成すべきサービスの質及び確保すべき水準の達成状況に対する当局の評価は、以下のとおり。

1) 海上警備業務において達成すべき質

基本方針	主要事項	測定指標	結果
業務継続の確保	業務体制の継続	本業務の不備に起因して、警備艇による警戒・監視業務が停止しないこと。	警備艇不在時間発生件数は0件であった。
	警戒・監視体制の継続	監視・警戒区域内を航行する船舶の状況把握により、必要に応じて適切な警備措置を行うこと。	海上制限区域へ侵入すると予測される船舶に対して適切な警備措置ができない件数は0件であった。

2) 海上警備業務において確保すべき水準

基本的な方針	業務種別	確保すべき水準	実施状況
各業務に規定する要求水準を確保すること。なお、業務基準は実施要項(6.)に開示する情報に定める内容とし、従来の実施方法については改善提案を行うことができる。	警備統括	指定された担当業務を実施し、適切な統括責任体制を有すること。	責任者として、警備員に適切な指示を行うとともに監督職員への報告も行い、適切な統括責任体制を有していた。
	海上警備システム監視	指定された担当業務を実施し、適切な端末操作および警戒・監視を行うこと。	レーダー、カメラ等の警備システムを適切に使用し必要な警戒・監視を行った。
	海上警備	指定された担当業務を実施し、警備統括の指示のもと適切な警戒監視を行うこと。	警備統括の指示のもと、警備艇により適切な警戒監視を行った。

3. 実施経費の状況及び評価 (※金額は全て税抜)

1) 3カ年契約金額 (消費税抜き)

¥280,000,000 円 入札者数3者

・平成27年度分	¥80,585,900-
・平成28年度分	¥99,707,050-
・平成29年度分	¥99,707,050-

2) 市場化テスト前後の経費の比較

市場化テスト前後の請負金額比較表（消費税抜き）（円）

H24 年度	H25 年度	H26 年度	(H27～H29)	比 較	
			市 場 化	差額	比率
			3 カ年平均		
398,000,000	350,000,000	263,900,000	99,707,050	164,192,950	－62.0%

3) 検証

業務内容及び業務量等に特段の仕様変更はないものの、市場化テストにおける経費と市場化テスト直前（平成 26 年度）の経費を比較すると 164,192,950 万円（62.0%）の経費削減の効果があつた。

4. 民間事業者からの改善提案による改善実施事項等

- ① 仕様書では3隻の配置を求めているが、請負者の提案する船団方式（3隻ずつ 3 班の船団 計9隻）により、安定した警備体制が確保され、また即応的な船舶の増強体制が確保された。
- ② 海上での現場訓練を補完するシミュレーション訓練として、図上訓練を実施することにより、必要な警備体制が確保された。

5. 全体的な評価

上記のとおり入札に当たって 3 者が応札しており、競争性は確保されていたと認められる。

実施経費については、上記 3, 2) のとおり、削減されており、経費削減の点で効果を上げている。

達成すべき質の達成状況については、上記 2 のとおり、達成しており、各業務において確保されるべき質のいずれも達成していると認められる。また、民間事業者の創意工夫による改善提案がされたことで、安定的体制が図られたことは評価することができる。

なお、事業実施期間中に、民間事業者が業務改善指示等を受けたり、業務に係る法令違反行為等はなかった。

実施状況については、東京航空局に設置している外部有識者で構成している総合評価委員会において、チェックを受ける予定である。

6. 今後の事業

1) 本事業への市場化テスト導入は今回が1回目であるが、事業全体を通した実施状況は以下のとおりである。

- ① 実施期間中に受託民間事業者が業務改善指示等を受ける、あるいは業務に係る法令違反行為等を行った事案はなかった。
- ② 総合評価委員会は、外部有識者（大学教授、弁護士）で構成され、その枠組みの中で実施状況報告のチェックを受ける体制が整っている。
- ③ 今回の入札は3者応札であり、競争性が確保されている。
- ④ 対象公共サービスの確保されるべき質については、目標を達成していた。
- ⑤ 経費削減の効果が認められた。

2) 上述のとおり、本事業については、総合的に判断すると良好な実施結果を得られていることから、次期事業においては、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」（平成26年3月19日官民競争入札等監理委員会決定）に基づき、終了プロセスへ移行した上で事業を実施することとしたい。

以 上